

◎フランスの州制度について

2007年6月5日

共同通信社編集委員

鎌田 司

【なぜフランスの州制度か】

- ・州がどのような役割を果たしているか。具体的なイメージをつかむ
- ・単一主権国家である

【フランスの地方制度と地方分権改革】

(1) フランスの自治体 (本国・コルシカ島を含む)

- ・基礎自治体：コミューン（市町村）3万6565、約87%が人口2000人未満。都市計画、小学校の施設整備（教員はすべて国家公務員）、上下水道、家庭ごみの処理などが事務。
- ・県：96、社会福祉（日本の生活保護に類似したRMI＝社会参入最低所得保障など）、中学校の施設整備など。第二次分権改革で権限が強化。
- ・州：22、経済開発と地域整備、高校の施設整備、州旅客鉄道の運行、職業訓練、
- ・いずれの自治体でも議員は住民の直接選挙。議員の互選で選ばれた議長が執行機関の長（市町村長、県知事、州知事）となる。「議院内閣制」。
- ・権限配分は「分離型」、国-市町村、国-県、国-州が並列している。
- ・広域行政組織「共同体」：日本の広域連合に似ているが課税権がある。2500以上。全市町村の88%、人口の84%が含まれる。フランスの地方制度は「3・5層制」

(2) 地方分権改革

- ・第1次分権改革：1980年代にミッテラン社会党政権時代。1982年地方分権法。「官選知事（＝地方長官、プレフェ）」による自治体に対する事前監督の廃止、県議会議長に県行政執行権を移譲、州が正式の自治体となる。
- ・2003年3月の憲法改正：シラク保守政権。国家の基本原則を定めた第一条に「（共和国の）組織は地方分権化的とする」と規定。「地方分権国家」を宣言。州を自治体と規定（法律で創設された自治体から憲法上の自治体に）、「補完性の原則」を導入。財政自主権の規定。「国から地方への権限移譲には財源の移譲を伴う」。実験制度と住民投票制

度の規定。

・第2次地方分権改革：「分権の第2幕」が進行中。憲法改正を受けて加速。2004年7月地方自由責任法（第2次権限移譲法）。県と州への権限移譲が中心。県に国道維持管理、RMIなど。州に職業教育の権限移譲。国道職員3万5000人と学校関係職員9万5000人計13万人を地方に移管。財源として石油製品内国消費税、自動車関係税の一部を税源移譲。

【州制度】

（1）経緯

・1956年：総合計画庁計画区域として設定。パリへ人口・産業の一極集中抑制と国内地域の格差是正が目的。

・1964年：州活動管区（国の経済計画の区域）を「州」（レジオン）に。州地方長官、州経済発展委員会を設置。

・1972年：州を公施設法人に。直線津選挙によらない議決機関として州評議会、諮問機関として経済社会委員会。政府任命の州地方長官が執行機関。

・1982年：地方分権法で州が自治体となる。公選の州議会議員、州議会議長（知事）。

・1986年：最初の州議会選挙。「フランスの州は成人を迎えた」（2004年、ローヌ・アルプ州のケランヌ議長）

・2004年：3月の州議会選挙で、22州のうち20州で社会党議長が誕生。「国家への対抗権力」の登場。権限移譲に伴う財源の確保を政府に要求。「州が初めて注目された」

・国・州計画契約：期間5年。国と州の協力による戦略的な開発計画。プロジェクト、出資計画などを契約。

・経済開発をめぐる州と県の主導権争い。ローヌ・アルプ州とローヌ県。

・「州はヨーロッパで活動できる最適のサイズ」（フランスの公法学者）

（2）ローヌ・アルプ州

・職員数約1000人。2006年度予算18億7700万ユーロ（約3000億円）、投資が40%。

・ローヌ・アルプ州国際事業団（ERA I）：東京など10都市に事務所。海外企業の企業誘致、州内企業の海外進出や製品の輸出促進を支援。

- ・ 高等教育・研究機関への財政支援。州内企業との連携

【参考になること、ならないこと】

(1) 参考になること

- ・ 小さな機構で出発している
- ・ パリ一極集中排除と地域間格差是正が目的の一つ
- ・ 権限が限定的
- ・ 経済開発など

(2) 参考にならない

- ・ 執行機関が異なる
- ・ 兼職制度